



首都直下地震対策の現行の枠組みについて

内閣府（防災担当）

首都直下地震対策検討ワーキンググループ（第1回）

令和5年12月20日（水）

首都直下地震対策の現行枠組みについて①

点線内は防災基本計画 第1編 第2章に基づき整理（次ページ以降も同じ）

災害予防

災害応急対策

災害復旧・復興

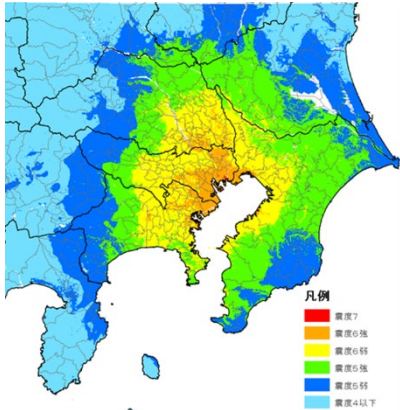
それぞれの段階において最善の対策をとることで被害を軽減

基本理念

- ①ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進
- ②最新の科学的知見を総動員し、被害を的確に想定するとともに、過去の教訓を踏まえ、絶えず災害対策を改善

想定される被害の特徴（基計P2-5）

- ①首都中枢機能の障害による影響
- ②巨大過密都市を襲う膨大な被害



被害を軽減させる

基本的な方針（基計P6-9）

緊急対策区域における対策の推進（1都9県309市区町村）

- ①-1 首都中枢機能の業務継続体制の構築
- ①-2 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持
- ②-1 あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策
- ②-2 深刻な道路交通麻痺対策等
- ②-3 膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策

地方公共団体への支援等

国や地方公共団体間の連携による広域のかつ一体的な応急対応体制の構築等

社会全体での首都直下地震対策の推進

自助、共助、公助のバランスのとれた防災対策の重要性の啓発

〔首都直下地震対策検討WG「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（H25.12）〕

首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定等（基計P23）

首都中枢機能を担う各機関の集積状況等を勘案し、緊急対策区域のうち、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備、滞在者等の安全の確保を図るために必要な待避施設、備蓄倉庫等の整備等を緊急に行う必要がある地区を指定

⇒ 千代田区、中央区、港区、新宿区を指定

上記の地方公共団体が共同して施設整備等に関する計画を作成し、総理大臣の認定を受けると以下の措置が適用される。

- 都市計画法に規定する開発許可の特例
- 土地区画整理事業の認可の特例
- 市街地再開発事業の認可の特例
- 道路の占用の許可基準の特例
- 都市再生特別措置法の適用

首都中枢機能の維持に関する事項（基計P10-22）

首都中枢機能と首都中枢機関

- ①政治中枢機能：国会
【機能目標】国会と各機関との連絡手段を確保し、必要な政治的措置が執れる環境を整備
【講ずべき施策】国会等に政府における取組状況の情報提供等を行う
- ②行政中枢機能：中央省庁、東京都庁、駐日外国公館等
【機能目標】被災者の保護、被災地域の混乱の回避、国民経済上の混乱の回避、公共サービスの確保・提供、防衛・公共の安全と秩序の維持・外交の処理を中断なく実施できる環境を整備
【講ずべき施策】執行体制・執務環境の確保の詳細は、政府、中央省庁、東京都のBCPで定める
- ③経済中枢機能：日本銀行、主要な金融機関等、企業の本社等
【機能目標】重要な金融決済機能を地震発生日中に復旧させる体制を整備するとともに、重要なアナウンスを国内外に発信
企業は災害対応に必要な物資等の提供体制を整備するとともに、経済活動の停滞を最小限に留める
【講ずべき施策】金融市場等間の連携強化、実践的な発災対応訓練等の実施、BCPの作成・BCMの推進

首都中枢機能の継続性確保に必要不可欠な基盤

- ①ライフライン・インフラ
【機能目標】電力、上下水道、ガス、放送、無線、電話・衛星通信、インターネットの安定的な供給・利用環境の提供
【講ずべき施策】システム・設備・施設等の耐震化、復旧体制の充実、バックアップ機能の確保
- ②交通インフラ
【機能目標】緊急輸送道路（重要区間）における緊急自動車等の通行機能の確保、滑走路・港湾の岸壁・鉄道の早期利用開始
【講ずべき施策】交通インフラの耐震化、道路・航路啓開の実施体制の構築、代替性を考慮した道路ネットワークの多重化・臨時ヘリポート候補地の検討・代替港湾の利用等

ハード整備を支援

首都直下地震対策の現行枠組みについて②

災害予防

災害応急対策

災害復旧・復興

それぞれの段階において最善の対策をとることで被害を軽減

基本理念

- ①ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進
- ②最新の科学的知見を総動員し、被害を的確に想定するとともに、過去の教訓を踏まえ、絶えず災害対策を改善

基本的な方針 (再掲) (基計P6-9)

緊急対策区域における対策の推進 (1都9県309市区町村)

- ①-1 首都中枢機能の業務継続体制の構築
- ①-2 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持
- ②-1 あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策
- ②-2 深刻な道路交通麻痺対策等
- ②-3 膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策

地方公共団体への支援等

国や地方公共団体間の連携による広域的かつ一体的な応急対応体制の構築等

社会全体での首都直下地震対策の推進

自助、共助、公助のバランスのとれた防災対策の重要性の啓発

地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 (基計P24-28)

- 1都9県が作成する地方緊急対策実施計画に記載する事項
- 対象とする区域 ○達成すべき目標 ○計画期間
- 首都直下地震対策のうち必要なもの

①地震防災上緊急に実施する必要があるもの

- ・不特定多数の者が利用する施設等の設備の安全の確保
- ・工場等の集積地や石油等の貯蔵所等の改築・補強 等

②建築物等について地震防災上実施する必要があるもの

- ・建築物の耐震化 ・火災の発生の防止及び被害の軽減
- ・街区の整備 ・住居内の安全の確保 ・土砂災害対策

③災害応急対策・災害復旧の実施のために必要なもの

- ・被災者の救難、救助 ・医療の提供
- ・滞在者等に対する支援 ・電気等の供給体制の確保
- ・物資の流通の確保 ・通信手段の確保
- ・ボランティアの活動環境の整備 ・用地確保等

④住民等の協働による防災対策の推進 ⑤防災訓練の実施

⑥地震防災に関する技術の研究開発 ⑦津波対策 ⑧その他

ハード整備を支援

特定緊急対策事業推進計画の認定 (基計P29)

1都9県309市区町村は、単独で又は共同して、避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業のための計画を作成し、総理大臣の認定を受けると以下の措置が適用される。

- 建築基準法の特例 (用地地域等の適用外、承認のみなし適用)
- 補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

首都中枢機能の継続性の確保

首都中枢機能の維持に関する事項に記載したところにより、地震防災対策を推進。

オリパラ東京大会に向けた対応等

長周期地震動対策 (中長期的対応)

長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響について、専門的な検討を進める。

政府が講ずべき措置

(基計P30-56)

減災目標 (今後10年間で)

死者数：概ね半減
全壊・焼失棟数：概ね半減

これを達成するための様々な施策について、**具体目標** (47個) 又は**定性的な目標** (45個) を設定。

膨大な人的・物的被害への対応

計画的かつ早急な予防対策の推進

- ・建築物、施設等の耐震化、家具等の固定等
- ・出火防止対策、初期消火、延焼被害の抑制
- ・ライフライン等の耐震化、速やかな機能回復
- ・燃料の供給対策
- ・交通インフラ、堤防等の耐震化・機能回復
- ・その他の安全確保対策

津波対策

各個人の防災対策の啓発活動

企業活動等の回復・維持

災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- ・関係機関連携による災害応急体制の整備
- ・道路啓開と道路交通渋滞対策
- ・同時多発の市街地火災への対応
- ・救命・救助、災害時医療機能の強化
- ・膨大な数の避難者・帰宅困難者等への対応
- ・広域連携のための防災拠点、交通基盤の確保
- ・物資の絶対的不足に対応した輸送機能の確保
- ・的確な情報収集・発信
- ・多様な発生態様への対応
- ・円滑な復旧・復興に向けた取組

その他必要な事項 (基計P57)

- ・計画の効果的な推進
- ・防災計画との関係

首都直下地震対策の現行枠組みについて③

災害予防

災害応急対策

災害復旧・復興

それぞれの段階において最善の対策をとることで被害を軽減

基本理念

- ①被害規模の早期把握・正確な情報収集
- ②生命・身体を守ることを最優先に、人材・物資等の資源を適切に配分
- ③被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応

首都直下地震発生
(23区震度6強以上)

具体計画に基づく応急対策活動

(モデルケース)

緊急参集チーム協議

- 被害状況の報告
- 各省庁の対応状況等

随時、官房長官等による会見を実施

- 総理が本部長、防災担当大臣及び官房長官が副本部長
- 本部員は全ての国務大臣等
- 事務局長は内閣府政策統括官(防災担当)
- 予め定められた関係省庁職員は速やかに参集し事務局の業務に従事

臨時的閣議

●緊急災害対策本部の設置

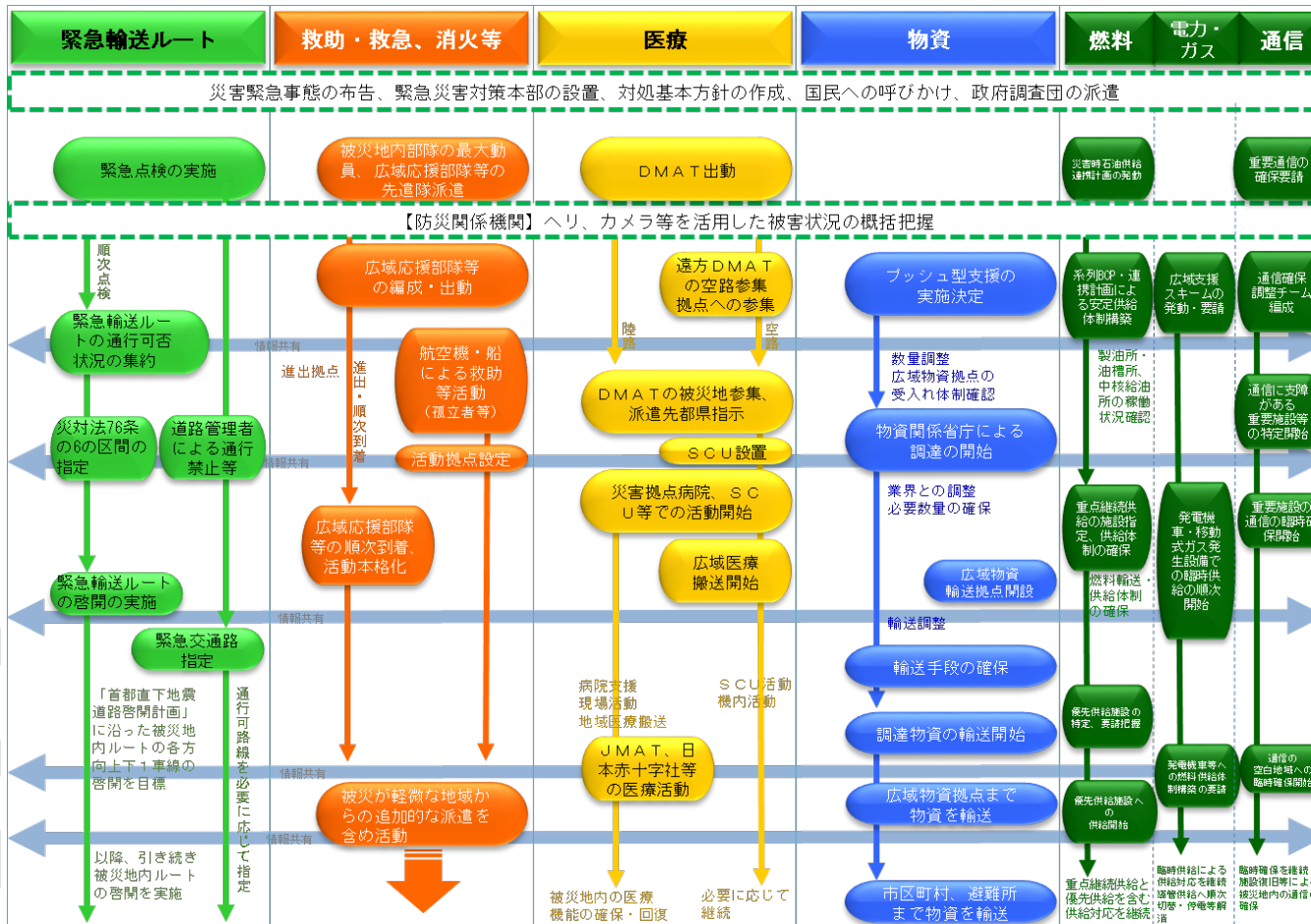
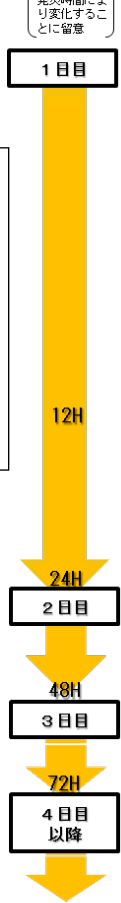
第1回緊対本部会議

- 被害状況、各省庁の対応状況等の共有等

第2回緊対本部会議

- 被害状況、各省庁の対応状況等の共有等

想定時間
(発災時間より
実化する場合
に留意)



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

首都直下地震対策の現行枠組みについて④

災害予防

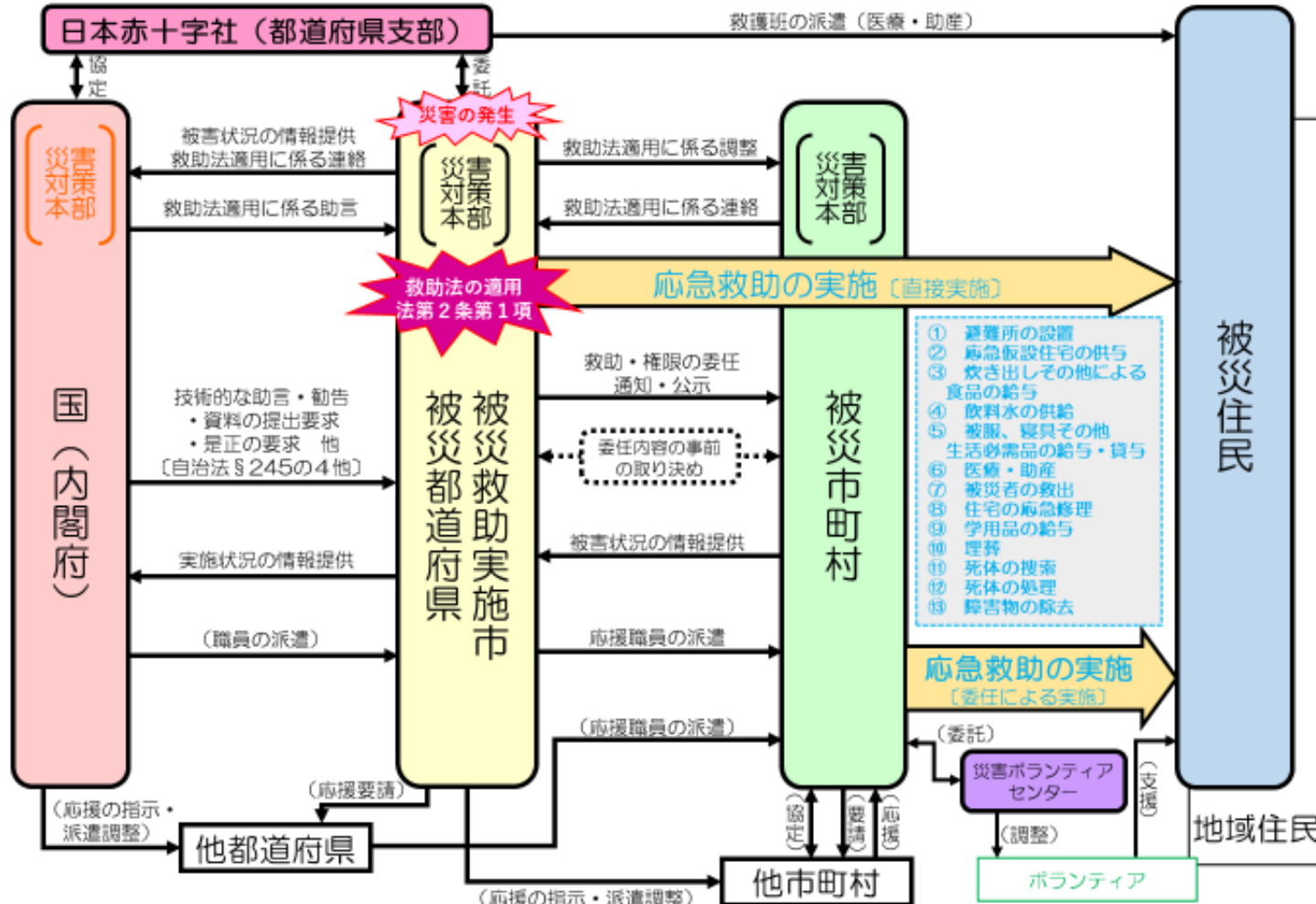
災害応急対策

災害復旧・復興

それぞれの段階において最善の対策をとることで被害を軽減

- 基本理念**
- ①被害規模の早期把握・正確な情報収集
 - ②生命・身体を守ることを最優先に、人材・物資等の資源を適切に配分
 - ③被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応

災害救助法の救助実施概念図



※ 災害救助法の概要 (令和5年6月) より抜粋

首都直下地震対策の現行枠組みについて⑤

災害予防

災害応急対策

災害復旧・復興

それぞれの段階において最善の対策をとることで被害を軽減

基本理念 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の概要

1. 目的

著しく激甚である災害が発生した場合における、国による以下の措置を規定

1 地方公共団体に対する財政援助

① 地方公共団体が実施する事業への補助・補助率の高上げ

公共土木施設、公立学校、社会福祉施設等の災害復旧事業、農地・農林水産業共同利用施設事業、森林等の災害復旧事業、罹災者公営住宅の建設など

② 地方公共団体が経費の一部又は全部を負担する事業への財政援助

社会福祉施設等の災害復旧事業、農地・農林水産業共同利用施設、森林等の災害復旧事業、事業協同組合等の施設の災害復旧事業など

2 被災者に対する特別の助成措置

① 私立学校施設の災害復旧事業に対する補助

② 農林水産業の資金融資・中小企業の借入保証の特例

2. 激甚災害法の適用

① 激甚災害及び適用措置の指定

- ・中央防災会議が定めた基準に基づき、政令で激甚災害と適用措置を指定
- ・被災自治体の不安を払拭するため、政令制定前に「指定見込み」を公表

② 激甚災害の種類

- ・激甚災害（本激）……地域を限定せずに適用措置を指定
- ・局地激甚災害（局激）…市町村単位で適用措置を指定

大規模災害からの復興に関する法律

基本理念：国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進。

1 復興基本方針の策定等 (国)

特定大規模災害※が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部を設置することができる。

政府は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、基本理念のっとり、復興基本方針を定めなければならない。

(※著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る緊急災害対策本部が設置されたもの)

2 復興計画の作成等 (地方公共団体)

特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができる。

特定被災市町村は、復興基本方針等に即して、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

復興計画に記載された復興一体事業を施行しようとする特定被災市町村は、復興一体事業についての事業計画を作成し、これを特定被災都道府県知事に提出して、その事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

3 特別措置、支援措置等 (国)

- 復興計画に係る特別の措置（復興整備事業に係る許認可等の緩和）
- 災害復旧事業等に係る工事の国等による代行
- 都市計画の特例（復興拠点となる市街地整備に関するもの）
- 職員の派遣、復興のための財政上の措置その他の措置 等

首都直下地震対策の現行枠組みについて⑥

災害予防

災害応急対策

災害復旧・復興

それぞれの段階において最善の対策をとることで被害を軽減

基本理念 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災者の生活再建支援

各種手続に必要な「り災証明書」

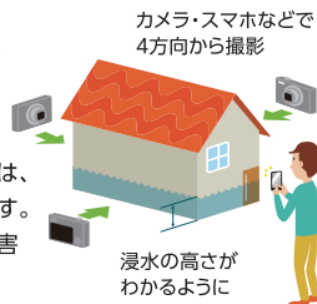
「り災証明書」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要になります。

- 交付窓口は、各市町村です。
- 申請すると、市町村職員による住宅の被害認定調査が行われ、後日、調査結果に基づき「り災証明書」が交付されます。
- 手続には、申請書、身分証明書等が必要です。

留意事項

カメラでもスマホでも結構です。
被災した自宅の状況を写真で撮影してください。

※修理や片付けをしてしまってからでは、正確な調査が困難となってしまいます。修理などをする前にあらかじめ、被害箇所の写真を撮ってください!



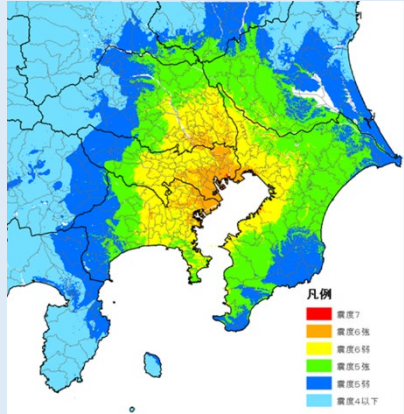
各種被災者支援策の活用

支援の種類		主な制度の概要	
給付	被災者生活再建支援金	被災者生活再建支援金	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給。
	災害弔慰金 災害障害見舞金	災害弔慰金 災害障害見舞金	災害により死亡された方のご遺族に対しては災害弔慰金を、災害により重度の障害を受けたご本人に対しては災害障害見舞金を支給。
融資	災害援護資金	災害援護資金	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付け。
	災害復興住宅融資	災害復興住宅融資	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、罹災証明書の交付を受けた方に対して、住宅を建設・購入・補修に必要な資金を融資。
減免・猶予	国税の特別措置	国税の特別措置	災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより納税を猶予。所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について減額。
現物支給	住宅の応急修理	住宅の応急修理	自ら修理する資力がない世帯等に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理。

想定される被害の特徴、基本的な方針について

想定される被害の特徴 (基計P2-5)

- ①首都中枢機能の障害による影響
- ②巨大過密都市を襲う膨大な被害



〔首都直下地震対策検討WG「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(H25.12)〕

H25WG報告書 被害想定項目

1. 建物被害

- 1.1 揺れによる被害
- 1.2 液状化による被害
- 1.3 津波による被害
- 1.4 急傾斜地崩壊による被害
- 1.5 地震火災による被害

2. 屋外転倒、落下物の発生

- 2.1 ブロック塀・自動販売機等の転倒
- 2.2 屋外落下物の発生

3. 人的被害

- 3.1 建物倒壊等による被害
- 3.2 津波による被害
- 3.3 急傾斜地崩壊による被害
- 3.4 火災による被害
- 3.5 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害
- 3.6 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害
- 3.7 揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)
- 3.8 津波被害に伴う要救助者・要捜索者

※下線部：被害の様相に加え、定量的な評価も実施する項目

4. ライフライン被害

- 4.1 上水道
- 4.2 下水道
- 4.3 電力
- 4.4 通信
- 4.5 ガス(都市ガス)

5. 交通施設被害

- 5.1 道路(高速道路、一般道路)
- 5.2 鉄道
- 5.3 港湾
- 5.4 空港

6. 生活への影響

- 6.1 避難者
- 6.2 帰宅困難者
- 6.3 物資
- 6.4 医療機能
- 6.5 保健衛生、防疫、遺体処理等

7. 災害廃棄物等

- 7.1 災害廃棄物等

8. その他の被害

- 8.1 エレベーター内閉じ込め
- 8.2 長周期地震動による高層ビル等への影響
- 8.3 道路閉塞
- 8.4 道路上の自動車への落石・崩土
- 8.5 交通人的被害(道路)
- 8.6 交通人的被害(鉄道)
- 8.7 災害時要援護者
- 8.8 震災関連死
- 8.9 造成宅地
- 8.10 危険物・コンビナート施設
- 8.11 大規模集客施設等
- 8.12 地下街・ターミナル駅
- 8.13 文化財
- 8.14 堰堤・ため池等の決壊
- 8.15 海岸保全施設・河川管理施設の沈下等
- 8.16 複合災害
- 8.17 治安
- 8.18 社会経済活動の中核機能への影響
- 8.19 行政の災害応急対策等への影響

9. 被害額

- 9.1 資産等の被害
- 9.2 生産・サービス低下による影響
- 9.3 交通寸断による影響
- 9.4 防災・減災対策の効果の試算

基本的な方針 (基計P6-9)

緊急対策区域における対策の推進(1都9県309市区町村)

- ①-1 首都中枢機能の業務継続体制の構築
- ①-2 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持
- ②-1 あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策
- ②-2 深刻な道路交通麻痺対策等
- ②-3 膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策

地方公共団体への支援等

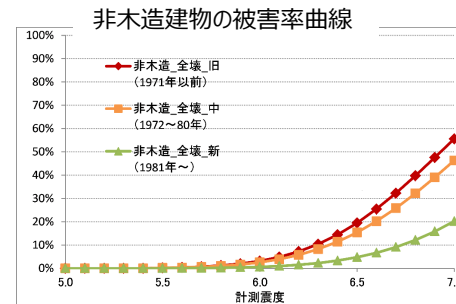
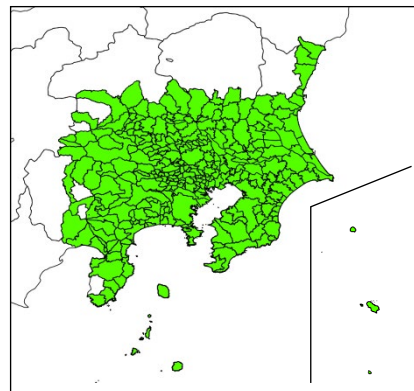
国や地方公共団体間の連携による広域的かつ一体的な応急対応体制の構築等

社会全体での首都直下地震対策の推進

自助、共助、公助のバランスのとれた防災対策の重要性の啓発

緊急対策区域とは、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域。

(指定基準：①震度6弱以上の地域、②津波高3m以上で海岸堤防が低い地域、③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮)



出典：中央防災会議首都直下地震対策検討WG「首都直下地震の被害想定項目及び手法の概要」(H25.12)

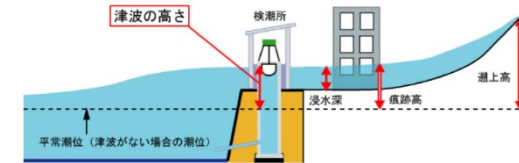


図3 津波の高さについて

沿岸での津波の高さと被害

住家の全壊は、沿岸での津波の高さ3m程度から見られ、5~6m程度から全壊、流失の数は急増する。

出典：気象庁「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会提言」(H24.2)

首都中枢機能と首都中枢機関について

首都中枢機能の維持に関する事項

(基計P10-22)

首都中枢機能と首都中枢機関

①政治中枢機能：国会

【機能目標】国会と各機関との連絡手段を確保し、必要な政治的措置が執れる環境を整備

【講ずべき施策】国会等に政府における取組状況の情報提供等を行う

②行政中枢機能：中央省庁、東京都庁、駐日外国公館等

【機能目標】被災者の保護、被災地域の混乱の回避、国民経済上の混乱の回避、公共サービスの確保・提供、防衛・公共の安全と秩序の維持・外交の処理を中断なく実施できる環境を整備

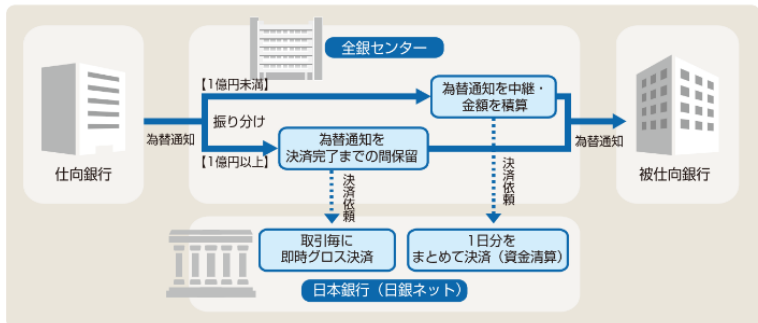
【講ずべき施策】執行体制・執務環境の確保の詳細は、政府、中央省庁、東京都のBCPで定める

③経済中枢機能：日本銀行、主要な金融機関等、企業の本社等

【機能目標】重要な金融決済機能を地震発生当日中に復旧させる体制を整備するとともに、重要なアナウンスを国内外に発信
企業は災害対応に必要な物資等の提供体制を整備するとともに、経済活動の停滞を最小限に留める

【講ずべき施策】金融市場等間の連携強化、実践的な防災対応訓練等の実施、BCPの作成・BCMの推進

金融決済機能



日本銀行は、日銀ネットの電算センター内のホスト・コンピュータやネットワーク関連機器、日本銀行本支店間の回線、日本銀行本店および主要支店の回線収容局など、重要な機器類を二重化するとともに、電算センターのバックアップ機能を大阪に備えている。

全銀センターは、東京・大阪の2か所に設置され、各センターのコンピュータはマルチホスト構成とし、加盟金融機関には中継コンピュータを2セット以上設置。また、基幹網およびバックアップ網を備え、それぞれを結んでいる。

衆議院事務局BCP (H30.7改定) / 参議院事務局BCP (R元.8改定)

- 被害想定について、議事堂をはじめとする本院建物の崩壊又は倒壊はないとする一方、交通・ライフライン等については政府BCPと同様に一定の被害を想定。
- 非常時優先業務を災害応急対策業務と継続優先通常業務（又は一般継続重要業務）に区分。
- 災害応急対策業務として、避難誘導、消火活動、事務局災害対策本部の設置及び開催、議員・職員等の安否確認、行政機関等との連絡体制の確立、本院建物の被害状況の把握等を記載。
- 継続優先通常業務（又は一般継続重要業務）として、本会議、委員会等を開くことができる程度の環境確保を記載。

政府BCP (H26.3策定)

【首都直下地震発生時における対応】



政府必須機能と非常時優先業務

- ①内閣機能：情報の収集・分析、重要政策の方針決定、総合調整等を実施 / 国内外向け、情報を的確に発信
- ②被災地域への対応：被災者の生命・身体の安全確保を最優先 / 被災地域の混乱の回避 / 被災者の生活再建支援 / 被災地域の秩序の回復
- ③金融・経済の安定：金融システムへの信頼を喪失しないよう、金融機能の安定を確保
被災地域外で、被災地域の経済活動の停滞による重要物資の不足や価格高騰等の異常な事態に対処
被災地域外で、被災地域の経済活動の停滞の広域・長期化を回避する代替措置を支援
- ④国民の生活基盤：被災地域に災害対応要員が派遣される中で、被災地域外での業務体制を再編し、国民生活との関連性の高い公共サービスを維持
- ⑤防衛、安全、秩序維持：秩序混乱に乗じた武力攻撃、犯罪、治安悪化等のおそれがある中、我が国の安全保障の確保、国民の生命・身体・財産の保護
- ⑥外交処理：平常時にも増して外国政府等との連携協力が必要となる中で、良好な外交関係を維持、在外邦人の権利等を保護

【政府の業務継続への備え】

《1週間にわたり停電、断水し、外部から食料等の補給が行われない状況下で非常時優先業務を実施できる体制を目指す》

《非常時優先業務》

- 各省庁は、政府業務継続計画に定められた非常時優先業務等を省庁業務継続計画に定めるとともに、参集可能要員を踏まえ、非常時優先業務を精査

《執行体制》

- 社会全体の業務継続体制の構築
 - ・内閣府及び内閣官房を中心に政府全体の連携体制を構築
 - ・各省庁は、地方公共団体、関係機関等との連携体制を構築
- 参集要員の確保
 - ・参集できる職員数を調査の上、交代要員を勘案して確保
- 緊急的な権限委任の措置
- 職務代行者の選任
- 帰宅困難者の受入れ

《執務環境》

- 庁舎の耐震安全化等
- 電力の確保
- ・非常用発電設備を設置し、燃料を1週間程度確保
- 通信・情報システムのバックアップの確保
- 食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄
- ・参集要員の1週間分、参集要員以外の3日分程度
- 代替庁舎の確保（内閣府は職員及び庁舎のあっせんを実施）

《教育・訓練、評価及び計画の見直し》

- 各省庁は、業務継続計画について、有識者による評価を含め、実効性の評価を行い、適宜見直しを実施

【行政中枢機能の一時的な代替】

- 緊急災害対策本部の設置場所について、官邸が使用できない事態となった場合、①内閣府（中央合同庁舎第8号館）、②防衛省（中央指揮所）、③立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）の順序に従い、速やかに被災状況等を勘案して変更し、体制を整備（官邸機能が回復した場合には速やかに官邸に戻す）

企業BCP 策定率：大企業70.8% 中堅企業40.2% (R3年度調査)

首都中枢機能の継続性確保に必要不可欠な基盤について

首都中枢機能の維持に関する事項

(基計P10-22)

首都中枢機能の継続性確保に必要不可欠な基盤

①ライフライン・インフラ

【機能目標】電力、上下水道、ガス、放送、無線、電話・衛星通信、インターネットの安定的な供給・利用環境の提供

【講ずべき施策】システム・設備・施設等の耐震化、復旧体制の充実、バックアップ機能の確保

②交通インフラ

【機能目標】緊急輸送道路（重要区間）における緊急自動車等の通行機能の確保、滑走路・港湾の岸壁・鉄道の早期利用開始

【講ずべき施策】交通インフラの耐震化、道路・航路啓開の実施体制の構築、代替性を考慮した道路ネットワークの多重化・臨時ヘリポート候補地の検討・代替港湾の利用等

ハード整備を支援

首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定等

(基計P23)

首都中枢機能を担う各機関の集積状況等を勘案し、緊急対策区域のうち、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備、滞在者等の安全の確保を図るために必要な待避施設、備蓄倉庫等の整備等を緊急に行う必要がある地区を指定

指定地区	主な首都中枢機関
千代田区	首相官邸、中央省庁、国会
中央区	日本銀行、東京証券取引所
港区	アメリカ大使館、中国大使館
新宿区	東京都庁、防衛省

左記の地方公共団体が共同して施設整備等に関する計画を作成し、総理大臣の認定を受けると以下の措置が適用される。

- 都市計画法に規定する開発許可の特例
- 土地区画整理事業の認可の特例
- 市街地再開発事業の認可の特例
- 道路の占用の許可基準の特例
- 都市再生特別措置法の適用

ライフライン・インフラ、交通インフラについては、指定公共機関等をはじめとした事業者・施設管理者によりサービスの提供や施設の維持管理等が行われており、被災時の復旧体制が構築されている。

首都中枢機能の維持に関連する主な事業者・施設管理者

分野	事業者・施設管理者 ^{注1}	首相官邸や中央省庁が主に立地する地区の被害想定 ^{注2}	復旧体制
電力	東京電力リニューアブルパワー、東京電力パワーグリッド、JERA、電源開発 等	停電が1週間継続する。 (被災地全体では停電の解消に1ヶ月を要する)	電気事業法第33条の2に定める災害時連携計画に基づき復旧体制を構築
上下水道	東京都(水道局、下水道局)	断水が1週間継続する。下水道の利用支障が1ヶ月継続する。 (被災地全体では断水等の解消に1ヶ月を要する)	上水道については「地震等緊急時対応の手引き」等に基づき復旧体制を構築
ガス、石油	東京ガス、岩谷産業、出光興産、ENEOS 等	ガス：被災地全体では供給停止の解消に6週間を要する 石油：停電が継続している間、給油できない	ガス事業法第56条の2に定める災害時連携計画に基づき復旧体制を構築
放送	NHK、在京テレビ局	テレビ放送は継続できる体制となっているが、受信機器等の破損や停電により受信困難が多発	放送法令に基づく計画により代替拠点による災害放送を継続する体制を構築
無線、電話・衛星通信、インターネット	NTT東日本、KDDI、NTTドコモ、ソフトバンク、楽天モバイル 等	商用電話回線の不通が1週間継続する。 (被災地全体では通話の復旧に1ヶ月を要する)	指定公共機関である電気通信事業者との間で、基本的な初動等対応方針を策定するなど、復旧体制を構築
交通インフラ	NEXCO東日本、NEXCO中日本、首都高速道路、成田国際空港、JR東日本、東京メトロ、私鉄、国交省(国道・羽田空港)、東京都(都営地下鉄、都道・東京港) 等	地下鉄の運行停止は1週間、JR・私鉄の運行停止は1ヶ月継続する。主要道路の啓開には1週間を要する。 被災地全体では鉄道の運行再開まで同期間を、都区部の一般道の復旧に1ヶ月を要する	道路については、道路管理者等の連携による道路啓開計画を策定し、復旧体制を構築 鉄道については、早期復旧のための「鉄道災害調査隊」を派遣する体制を構築

注1) 下線部は指定公共機関(災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関)。

2) 首相官邸や中央省庁が主に立地する地区は、相対的に固い地盤上にあり、地震動の増幅が小さい領域に位置するため、大きな損傷が発生する可能性は低い。また、ライフライン・インフラが被災した場合でも、各事業者が優先的に復旧することとなり、地震に対して一定の強靱性を有していることから、被災地全体の復旧期間に比べて短い想定となっている。

揺れ対策、火災対策、津波対策等について

基本的な方針 (基計P6-9)

緊急対策区域における対策の推進 (1都9県309市区町村)

- ②-1 あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策
- ②-2 深刻な道路交通麻痺対策等
- ②-3 膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策

地方公共団体への支援等

国や地方公共団体間の連携による広域のかつ一体的な緊急対応体制の構築等

社会全体での首都直下地震対策の推進

自助、共助、公助のバランスのとれた防災対策の重要性の啓発

地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 (基計P24-28)

特定緊急対策事業推進計画の認定

政府が講ずべき措置 (基計P30-56)

減災目標 (今後10年間で)

死者数：概ね半減
全壊・焼失棟数：概ね半減

これを達成するための様々な施策について、**具体目標** (47個) 又は**定性的な目標** (45個) を設定。

国と地方が連携して取り組むべき地震防災対策を揺れ対策、火災対策、津波対策等に区分して以下に整理。

地震防災対策の主な内容

区分	対策の主な内容
揺れ対策	<ul style="list-style-type: none"> 住宅その他建築物の耐震診断、耐震改修、建て替えの促進 家具・家電製品や事務機器等の固定 応急対策活動拠点や避難所となり得る公共施設等の耐震化 不特定多数の者が利用する施設・設備の耐震化・落下物防止対策 木造密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化 ライフライン・インフラの耐震化 土砂災害対策、地盤の液状化対策 緊急地震速報の精度向上、長周期地震動対策等
火災対策	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の不燃化、木造住宅密集市街地等の解消 公園等のオープンスペースの確保、避難路の整備 道路閉塞防止のための無電柱化の取組の推進 感震ブレーカー・住宅用消火器等の普及促進、スプリンクラー設備の耐震化 不特定多数の者が利用する施設・設備の火災防止対策 消防体制、消防団や自主防災組織の活動体制の充実 石油コンビナート火災対策等
津波対策	<ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防の整備・強化 津波避難施設の指定、避難路等の整備 津波ハザードマップの作成 津波警報等の的確な発表、避難指示の基準作成 防災行政無線の整備等
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急体制の整備 道路啓開と道路交通渋滞対策 救命・救助、災害時医療機能の強化 膨大な数の避難者・被災者への対応 物資輸送機能の確保 電気、ガス、水道等の供給体制の確保 通信手段の確保等
復旧・復興対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の仮置場・処理施設、仮設住宅の用地確保 災害ボランティアの活動環境の整備 海外からの支援の円滑な受入れ 復興計画作成マニュアルの整備 災害危険性の高い地域における地籍調査の促進等
普及啓発・防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 適切な避難行動、水・食料等の備蓄に関する普及啓発 家具等の固定、感震ブレーカー等の設置に関する普及啓発 防災訓練の実施等
研究開発その他	<ul style="list-style-type: none"> 地震・火災対策に関する新たな技術の研究開発の促進 治安対策 文化財保護対策の推進等

首都直下地震による被害発生フロー (イメージ)



首都直下地震対策の進捗状況 基本計画フォローアップ結果（概要）

首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月閣議決定）についてフォローアップを実施し、基本的施策の進捗状況、各種計画の策定状況及び目標達成のために今後取り組む内容を確認

【個別施策の具体目標】平成27年度からの10年間で達成すべき目標

主な具体目標の進捗状況

住宅の耐震化率 令和2年までに住宅の耐震化率95%（全国）を目指す。

⇒平成30年推計値 約87%

多数の者が利用する建築物の耐震化率 令和2年95%（全国）を目指す。

⇒平成30年推計値 約89%

家具の固定率 令和6年度65%（全国）を目指す。

⇒令和4年度 35.9%

地域住民の安全な避難所等の役割を担う学校施設の耐震化

公立学校（全国） 早期完了（平成27年度中） ⇒令和5年度 99.8%

国立学校（全国） 早期完了 ⇒令和5年度 99.8%

私立学校（全国） 早期完了 { [大学等] ⇒令和2年度 95.6%

{ [高校等] ⇒令和2年度 93.8%

防災拠点となる公共施設等の耐震化

警察本部・警察庁の耐震化率（1都3県）平成30年度 95%

⇒令和4年度 98.1%

防災拠点となる公共施設等の耐震化率（1都3県）令和2年度 100%

⇒令和3年度 97.8%

ライフライン施設の耐震化等

低圧ガス導管についてポリエチレン管等の高い耐震性を有する導管の割合を令和7年度 90%（全国）を目指す。 ⇒令和3年度 91.5%

感震ブレーカー普及率（※緊急対策区域の「地震時等に著しく危険な密集市街地」）注

令和6年度 25%を目指す。 ⇒〔令和4年度 5.2%（総数）・6.4%（大都市）〕

「地震時に著しく危険な密集市街地」の解消割合を令和2年度までに100%に近づけることを目指す。 ⇒ 令和4年度 78.0%

緊急消防援助隊の平成30年度6,000隊（全国）への増強を目指す。

⇒ 令和5年4月 6,629隊

【計画の策定】首都直下地震特別措置法に基づき定める計画

地方公共団体による計画の作成状況

○ **首都中枢機能維持基盤整備等計画**※1

（対象：東京都と都心4区）

⇒作成なし

○ **地方緊急対策実施計画**※2（緊急対策区域内の都県）

⇒90%

○ **特定緊急対策事業推進計画**※3

⇒作成なし

※1 東京都及び4区（千代田区、中央区、港区、新宿区）が共同で、

① 首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤整備事業

② 滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設（安全確保施設）の整備に関する事業について作成することができる計画。この計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合、都市再生特別措置法等の適用による特例措置などがある。

※2 都県の域内に全部又は一部の緊急対策区域がある場合は、都県は、計画に位置付けた事業等の実施により達成すべき目標について、可能な範囲で定量的な目標を含め、具体的に設定することができる。

計画策定の対象となる対策として、多数の者が利用する施設・エレベータ等の設備の安全の確保等、地震防災上緊急に実施する必要があるもの、建築物の耐震化等、建築物等について地震防災上実施する必要があるもの、被災者の救援等、災害対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施のために必要なもの等を定めるもの。

※3 地方公共団体※1が、特例措置※2を活用しながら、避難施設等の地震防災対策の推進に必要な建築物の整備等を行うおとする場合に、作成することができる計画。

計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、建築基準法、補助金適正化法の特例を受けることができる。

注 「防災に関する世論調査」（令和4年12月・内閣府公表）の調査結果から、同調査は、全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人を対象に実施し、有効回収数が1,791人（有効回収率59.7%）、調査期間が令和4年9月1日～10月9日であり、郵送法により実施されたもの。